



産後のおかあさんを応援します！

鎌ヶ谷市産後ケア事業



鎌ヶ谷市では、住所を有する生後4か月未満の産後ケア事業を希望する方を対象に、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケア事業を実施しています。宿泊型・通所型・訪問型を合わせて7日以内ご利用いただけます。

※ 感染症や精神疾患等の基礎疾患がある場合は、受け入れが難しいことがありますので、必ずお問い合わせください。

【サービス内容】

- ◆ お母さまのケア（母体の休息、健康状態のチェック、心身のケア）
- ◆ お子さまのケア（健康状態のチェック、体重・栄養状態の確認）
- ◆ その他(育児相談、授乳指導、沐浴指導など)

【実施機関】

◆ 宿泊型・通所型 実施機関名	住所 電話番号	宿泊型				通所型		
		実施	他院 分娩	退院直 後のみ	食事代 朝・昼・夕	実施	他院 分娩	食事代 昼
愛育レディース クリニック	船橋市習志野5-8-16 047-476-1103	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし
共立習志野台病院	船橋市習志野台 4-13-16 047-466-3018	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし
くぼのやウィメンズ ホスピタル	柏市中央2-2-12 04-7163-1021	○	×	○	自己負担 600円	○	○	自己負担 200円
千葉西総合病院	松戸市金ヶ作107-1 047-384-8111	○	○		自己負担 なし	×		
ファミリー産院 いちかわ	市川市奉免町201-5 047-339-7033	○	○		自己負担 2,000円	×		
船橋二和病院 ※生後 60 日まで	船橋市二和東5-1-1 047-448-7111	○	○		自己負担 なし	×		
山口病院	船橋市西船5-24-2 047-335-1072	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし
みみずく助産院	船橋市薬円台 6-10-16 101 047-402-3891	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし

※くぼのやウィメンズホスピタルについて、事前にホームページでキャンセルポリシーをご確認ください。

◆ 訪問型 ◆ 事業者名	住所・電話番号	実施場所
千葉県助産師会	千葉市若葉区千城台南 1-2-6-205 号 043-371-2425	自宅

※訪問型の利用について、利用日の前日 17 時までにはキャンセルの連絡無く利用しなかった場合は、委託料全額をお支払いいただきますのでご注意ください。

※食事代は施設によって異なります。宿泊型 3,000 円、通所型 1,000 円を超えた金額が自己負担額となっています。

お問い合わせ

鎌ヶ谷市役所 健康増進課 母子保健係
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

【TEL】047-445-1393 【FAX】047-445-8261



【利用料金・利用条件】

		委託料	区分	自己負担額	食事
宿泊型	基本料金	33,000円/日	課税世帯 非課税世帯 生保世帯	5日まで 800円/日 6日以降 3,300円/日 0円/日 0円/日	3食
	多胎児加算	4,400円/日	課税世帯 非課税世帯 生活保護世帯	400円 200円 0円	
通所型	基本料金	20,000円/日	課税世帯 非課税世帯等 生活保護世帯	5日まで 100円/日 6日以降 2,000円/日 0円/日 0円/日	昼
	多胎児加算	2,000円/日	課税世帯 非課税世帯 生活保護世帯	200円 100円 0円	
訪問型	基本料金	14,000円/日	課税世帯 非課税世帯等 生活保護世帯	5日まで 0円/日 6日以降 1,400円/日 0円/日 0円/日	なし

※1 実施施設で行うオプションサービスや有料個室は、別途負担となります。

※2 食事代は施設によって異なります。宿泊型 3,000円通所型 1,000円を超えた金額が自己負担額となっています。

利用の流れ

① 健康増進課に相談 (妊娠36週以降)	ご希望の実施機関と利用日がお決まりになりましたら、健康増進課母子保健係にご相談ください。地区担当保健師がお話を伺います。
② 実施機関に問い合わせ	健康増進課から実施機関に問い合わせをし、その結果をお母様にご連絡させていただきます。
③ 申請書の提出	「鎌ヶ谷市産後ケア事業利用申請書」を提出していただきます。お母さまやお子様(産後の場合)の体調、ご家庭の状況や育児のお困りごと等を面談で伺わせていただきます。
④ 利用承認通知書の発行	「利用承認通知書」を発行いたします。
⑤ 利用施設への連絡	利用施設へご自身でご連絡していただきます。受付時間や持ち物、その他の注意事項等を利用施設へお問い合わせください。 ※契約施設の状況により、利用日等がご希望に添えない場合もありますのでご了承下さい。
⑥ 利用	ご利用の際は「利用承認通知書」を利用施設の担当者にご提示ください。なお、利用料金の自己負担金は利用終了後に契約施設に直接お支払いください。 ※キャンセルの場合は、必ずご自身で利用施設及び健康増進課にご連絡ください。
⑦ 事後調査	アンケートの回答をお願いします。 担当保健師が、利用後のご様子や体調などを伺うこともあります。産後ケア利用後も安心して無理なく育児に取り組めるよう支援をさせていただきます。

※詳しい内容やご質問等は健康増進課までお問い合わせください。

※急な利用の中止は、施設の規定に基づきキャンセル料が発生することがあります。

※申請からご利用まで最長で2～3週間かかることがありますのでご了承下さい。

